

令和 5 年度

第 2 期

富津市環境基本計画取組状況
報告書及び調査結果

市民部環境保全課

報 告 書

(目次)

1	環境基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	計画の位置付け	
(2)	計画期間	
(3)	計画の推進体制	
(4)	市の役割	
(5)	環境基本計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(6)	市の具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	令和5年度取組実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	東京湾岸自治体環境保全会議について	
(2)	東京湾アピールポイント及び河川コミュニティポイントの公募について	
(3)	出前講座について	
(4)	住宅用省エネルギー設備の設置について	
(5)	放射線量等の状況について	
(6)	ごみダイエット作戦100について	
3	体系別実績一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	令和5年度総合評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

調 査 結 果 (各担当の取組状況)

(目次)

基本目標Ⅰ	人と自然が共生し、豊かな自然の恵みを享受・継承するまち(自然環境)	
個別目標1	緑豊かな環境を守る(緑地の保全・花いっぱい運動)・・・・・・・・	9
個別目標2	生きものの環境を守る(多様な動植物の生息・生育環境の保全)・	10
基本目標Ⅱ	だれもが快適に安心して暮らせるまち(生活環境)	
個別目標3	さわやかで安全な大気を守る(大気汚染)・・・・・・・・・・	12
個別目標4	安心して暮らせるまちをつくる(放射能)・・・・・・・・・・	12
個別目標5	川や海を守る(水環境)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
個別目標6	快適な暮らしを守る(悪臭・振動・騒音)・・・・・・・・・・	13
個別目標7	ごみを減らしきれいなまちを実現する・・・・・・・・・・	14
個別目標8	きれいな土壌を守る(土壌・地下水汚染)・・・・・・・・・・	15
基本目標Ⅲ	地域から地球環境問題に取り組むまち(地球環境)	
個別目標9	低炭素社会を築く(地球環境)・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基本目標Ⅳ	みんなで考え行動するまち(環境学習)	
個別目標10	みんなが学び協働するまち(環境学習)・・・・・・・・・・	17

報 告 書

1 第2期環境基本計画の概要

平成19年5月に「富津市環境基本計画」を制定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この計画が平成28年度末で計画期間が終了し、新たに平成29年度～令和8年度を計画期間とする「第2期富津市環境基本計画」を制定しました。

「第2期富津市環境基本計画」では、現在の緑豊かな自然環境を保ちつつ持続的発展が可能な社会を実現するため、「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」を目指すため、基本目標を見直し、環境の保全に重点を置いた計画にし、また、この10年の間に発生した問題に対応するため、新たに放射線対策やPM2.5対策を追加するほか、再生可能エネルギーなど地球環境に関する施策の拡充中を図る計画を示すものです。

(1) 計画の位置付け

環境基本計画は、国や千葉県に関連法や条例、関連計画と連携し、市の各種施策と整合を図りながら、環境に関する事項や施策の推進するものです。

(2) 計画期間

平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

ただし、今後の環境問題や社会情勢の変化、他の計画等の策定などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(3) 計画の推進体制

環境保全は、市民、事業者、市それぞれが創意工夫して、お互いに連携しながら取り組んでいくことが必要であり、市民、事業者、市との間で、環境に関する情報交換や意見交換をし、より良い方策を模索しながら取り組める体制づくりが求められます。

(4) 市の役割

環境基本計画は市民、事業者、市にそれぞれの役割が定められていますが、市の役割としては、「市民や事業者をはじめ、国や県、周辺自治体などと連携し、より良い環境づくりのための施策や事業を総合的・計画的に推進し、また、環境に配慮した行動を率先して行う。」となっており、具体的には次のことが考えられます。

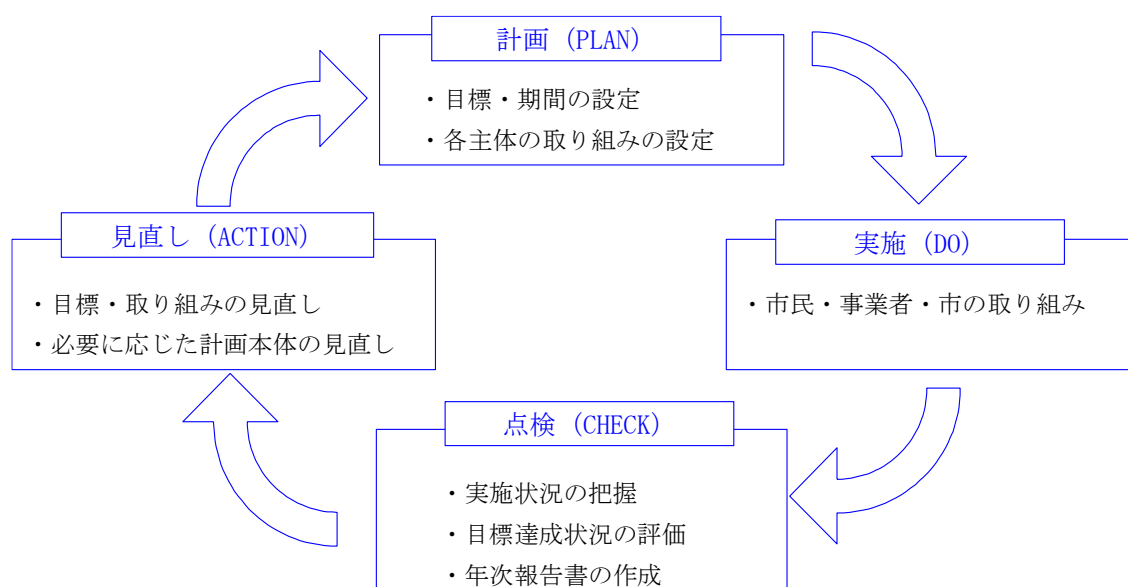
- ① 庁内関係部局間における環境施策の調整・検討
- ② 計画の進捗状況の管理（目標の達成度チェック）
- ③ 環境基本計画年次報告書の作成

④ 見直し（計画、取り組み方法、目標など）

（５） 環境基本計画の進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするために、施策の実施状況などについて、定期的な把握と点検を行う進行管理が必要です。

進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA「計画（PLAN）、実施（DO）、点検（CHECK）、見直し（ACTION）」を繰り返すことによって行っていますが、特に、環境施策の実効性を高めるためには、施策を計画的に推進していくことが重要なことであり、社会経済情勢が著しく変化していく中では、その動向により計画などの見直しを必要に応じて行っていかなければなりません。



また、環境基本計画の進捗状況を広く市民が知ることができるように、「広報ふつつ」や環境基本計画年次報告書などを通じて、環境基本計画の施策の進捗状況などを整理したものを、市民に公表します。

(6) 市の具体的な取り組み

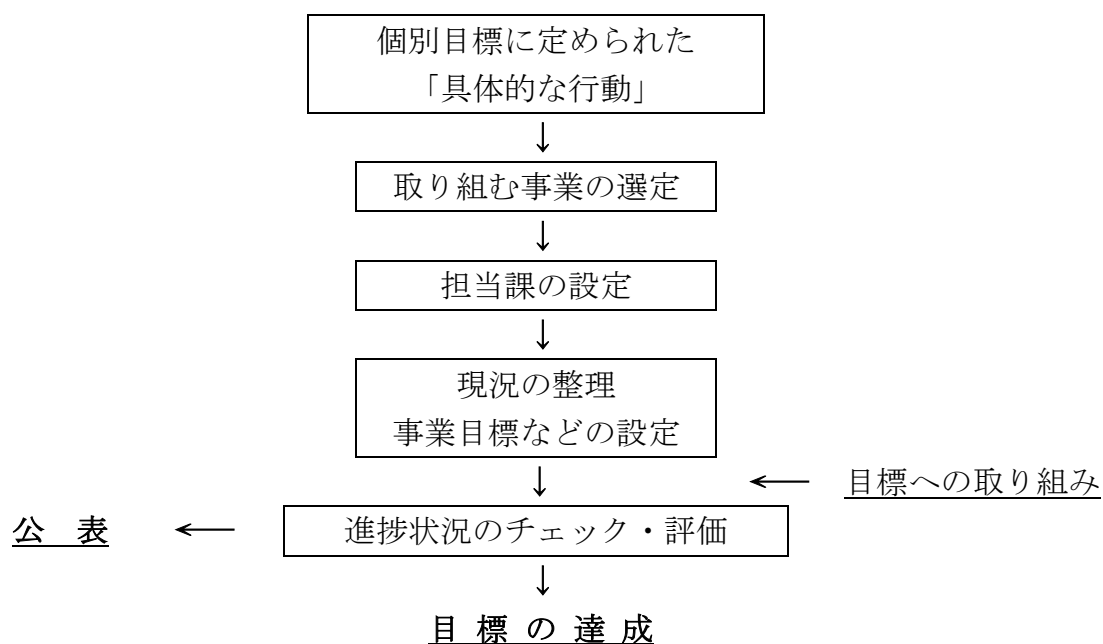
この計画では、望ましい地域環境の将来像である「豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津」を実現するために、4つの基本目標、10の個別目標を掲げています。

また、個別目標ごとに施策を掲げるとともに、市民、事業者、市が行う「具体的な行動」の内容を掲げていますので、市が行う「具体的な行動」を今後の環境施策の目標とし、その目標に向け、市として取り組んでいきます。

その方法としては、それぞれの「具体的な行動」の中で、現在、各課で取り組みがされている事業、又は、今後、取り組みが可能な事業を選定し、その担当課が中心となり、事業の現況整理や目標の設定、進捗状況などのチェックや評価を行っていくものであり、それらの整理や取りまとめを環境保全課が実施します。

なお、これらは必要に応じてその内容を市民に公表します。

取り組みの作業手順



2 令和5年度取組実績

(1) 東京湾岸自治体環境保全会議について

(湾岸地域の1都2県16市1町6特別区の26自治体で構成された広域的な連携事業)

東京湾の水質を浄化するためには、総合的、広域的な対策を展開する必要があることから、湾岸住民への環境保全に対する啓発活動を連带的、統一的に推進しています。

(2) 東京湾アピールポイント及び河川コミュニティポイントについて

(県との連携事業)

東京湾アピールポイントは、県民が東京湾に目を向け、海に接し、東京湾の水質状況を肌で感じ、恵み豊かな海であることを認識してもらう場として設定されました。

河川コミュニティポイントは、自ら行った生活排水対策の効果を自らの目で継続的に観察することができる場として設定されました。

平成20年度に実施された公募の結果、「東京湾アピールポイント10か所・河川コミュニティポイント7か所」が選定され、市内では、「東京湾アピールポイントとして富津岬」と「河川コミュニティポイントとして湊川湊橋付近」が選定され、みんなで東京湾をきれいにする行動計画(県)に基づき、県民が主体的・積極的に生活排水対策に取り組むための環境づくりの一つとして、水質浄化啓発の場として活用されています。

(3) 住宅用設備等の設置について

(市事業)

家庭にある地球温暖化防止を図るため、住宅用設備等を導入する方へ、県の補助制度を活用し補助金を交付しました。

	補助件数	補助額
エネファーム	2件	200,000円
蓄電池	33件	2,310,000円
窓の断熱改修	2件	540,000円
電気自動車	2件	250,000円
プラグインハイブリッド自動車	1件	100,000円
V2H充放電設備	1件	75,000円

(4) 放射線量等の状況について

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境への影響について、令和5年度も引続き県や関係機関と協力し、監視を実施しました。

また、平成 24 年 4 月から食品の基準を強化し、食の安全・安心の確保を図っています。

① 空間放射線量測定状況

令和 5 年度は、公共施設等 16 ヶ所、延べ 32 回調査を実施したところ、地表から 50 c m で、1 時間当たり 0.03～0.08 マイクロシーベルトとなっており、市が定めた放射線対策の目標値（0.23 マイクロシーベルト）を下回っている状況です。

②食品等の測定状況

市で水道水の調査を実施しているほか、県や関係機関で農林畜水産物等の調査を実施しており、全ての調査で基準値を下回っていました。なお、シイタケについては、平成 24 年 11 月 14 日から出荷が制限されていますが、「富津市原木しいたけ生産者登録制度」が創設され、県が規定する栽培管理に即して適正に生産し、安全性が確認された原木しいたけの生産者から出荷することが可能になりました。

食品中のセシウムの基準値

食品名	基準値 (Bq/Kg)
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

③廃棄物の取扱いについて

平成 24 年 1 月から「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）が施行されたことにより、4 市の一般廃棄物の処理を行っている（株）かずさクリーンシステムから発生するばいじんの処理が、市の一般廃棄物最終処分場では困難になったことから、民間産業廃棄物最終処分場に処理を委託しています。

また、ばいじん中の放射性物質濃度を低減するために、平成 24 年 7 月から刈り草及び剪定枝等の事業系ごみの受け入れを停止しています。

④公表

空間線量測定結果等を市ホームページに掲載し、公表しました。

⑤今後の対応について

空間線量の継続的なモニタリングや農林畜水産物の放射性物質の検査を県や関係団体と協力しながら実施していきます。

また、市民向けに測定器の貸し出しや必要に応じた検査を実施し、放射性物質による環境汚染に対する監視を行います。

(5) ごみダイエット作戦 100 について

令和元年度よりのごみ減量化の取り組みにおいて、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量を平成 29 年度と比較して 100 g 減らすことを目標にしています。

令和 5 年度は、ごみ減量に関する記事を「広報ふつつ」へ 5 回、市ホームページに 1 回掲載しました。

令和 5 年度 1 人 1 日当たりのごみの排出量は 995g で、令和 4 年度と比べると 31g の減少となり、基準年度の平成 29 年度と比べると 67g の減少となりました。

ごみの分別、リサイクルなどを周知し、ごみ減量化を行っていきます。

3 体系別実績一覧表

目指すべき環境像	“豊かな自然が残り 多様な緑が織りなすまち 富津”		評 価				
基 本 目 標	個 別 目 標	施 策	取組件数	A 達成	B 取組中	C 未実施	D 該当なし
Ⅰ 人と自然が共生し、豊かな自然の恵みを享受・継承するまち（自然環境）	1 緑豊かな環境を守る	1-1 緑地の保全	2	2	0	0	0
		1-2 花いっぱい運動の推進	2	2	0	0	0
	2 生きものの環境を守る	2 多様な動植物の生息・生育環境の保全	3	3	0	0	0
Ⅱ だれもが快適に安心して暮らせるまち（生活環境）	3 さわやかで安全な大気を守る	3 大気汚染の防止	5	5	0	0	0
	4 安心して暮らせるまちをつくる	4 放射能への対応	3	2	0	1	0
	5 川や海を守る	5 水環境への負担を減らす	5	5	0	0	0
	6 快適な暮らしを守る	6 悪臭・騒音・振動の防止	3	3	0	0	0
		7-1 ごみの減量化とリサイクル	5	4	1	0	0
	7 ごみを減らしきれいなまちを実現する	7-2 不法投棄のないまち	5	5	0	0	0
Ⅲ 地域から地球環境問題に取り組むまち（地球環境）	8 きれいな土壌を守る	8 土壌・地下水汚染の防止	3	3	0	0	0
		9 エネルギーや地球環境に配慮した行動の推進	8	5	2	1	0
Ⅳ みんなで考え行動するまち（環境学習）	10 みんなが学び協働するまち	10-1 環境学習の機会の充実	4	3	0	0	1
		10-2 環境保全運動への参加と協働の推進	2	2	0	0	0

4 令和5年度総合評価

「第2期富津市環境基本計画」では、目標達成のために、「市民の取り組み」「事業者の取り組み」「市の取り組み」を定めており、協働して取り組むことを定めております。

令和5年度の取組状況としましては、省エネ行動の実践として、平成30年度から始まった住宅用設備等脱炭素化促進事業について、前年と比較して、補助件数が増加（38件⇒41件）しており、国策の推進に協働で対応した。

市におきましては、エコドライブ運転の推奨、ごみの分別・減量化、再資源化、また、照明機器の交換の際にはLED機器の採用、電灯の消し忘れを防止するためにスイッチの自動化を図るなど省エネ対策への取り組みを積極的に推進している。また、併せて「富津市節電行動計画」に準じて空調・照明機器等の節電やクールビズ等を実践しました。

また、令和6年1月に、本市のゼロカーボンを実現するため、本市の自然的・社会的特性を考慮し、市域から排出されるCO₂（二酸化炭素）の削減目標や目標達成に向けた今後の具体的な取り組みや施策などを定める「富津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するとともに、令和6年3月19日に富津市ゼロカーボンシティを宣言しました。

今後も、東京湾アピールポイントや河川コミュニティポイント、東京湾岸自治体環境保全会議への参加など、環境保全啓発事業に対する継続的な取り組みを実施します。

「第2期富津市環境基本計画」で定めた市の取り組みについては、施策ごとの項目を各担当課で推進しています。これらの評価としまして、目標達成のA評価44件、取り組み中のB評価3件、未実施C評価2件、該当がなかったD評価1件となっています。

これらを含め、各担当課において、令和5年度の取組実績に基づき、良好な環境の保全と創出に向けて、継続的な取り組みの推進をしているところです。

調 査 結 果（各担当課の取組状況）

3段階評価方式

A:達成（当該年度に計画されていた事業が、完了した場合）

B:取り組み中（事業を実施したが、当該年度に実施する計画分が完了しなかった場合）

C:未実施（実施できなかった場合）

D：該当がなかった

* 評価欄でB、Cとなった場合は、改善策を講じることとし、具体的な対応策等を記述してあります。

基本目標Ⅰ 人と自然が共生し、豊かな自然の恵みを享受・継承するまち(自然環境)

《個別目標1 緑豊かな環境を守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
1-1 緑地の保全	・公園を維持管理する ・国定公園、県立公園を保全する	都市政策課 環境保全課	・都市公園や市立公園の樹木や遊具等の維持管理の実施 ・自然公園指導員等と協力し、国定公園や県立公園を保全する	・都市公園や市立公園の樹木や遊具等の適正な維持管理に努めた。 ・自然公園指導員の協力により、月1回以上の巡視を行い、国定公園や県立公園の保全に努めた。	A A
1-2 花いっぱい運動の推進	・事業所内の緑化を推進する ・花いっぱい運動を推進する	環境保全課	・市内へ進出する企業と緑化協定を締結し、事業所内の緑化を推進する ・市内の公共施設に花の植栽を行う	・市内への進出企業と緑化協定締結し、事業所内の緑化の推進が図れた。 ・関係団体協力のもと、花いっぱい運動を実施した。（ポーチウラカ等の苗木 715本）	A A

《個別目標2 生きものの環境を守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
2 多様な動植物の生息・ 生育環境の保全	・外来種の影響を抑制する ・有害鳥獣による被害を防止する ・動植物の生息環境に影響が出ないように指導を行う	農林水産課 環境保全課	・ 特定外来生物捕獲用の箱ワナの貸出しを行う ・ 富津市有害鳥獣対策協議会に委託し被害防止対策を実施する	富津市有害鳥獣対策協議会と連携し農作物被害や生活環境における被害など、有害鳥獣に対して総合的に対策を実施した。 (1) 被害防止対策 ○ 被害防止施設整備 ・ 電気柵（3 段張） L=2,341m ・ 電気柵（5 段張） L= 330m ・ ワイヤメッシュ柵（H=1.2m） L= 6,250m ・ ワイヤメッシュ柵（H=2.0m） L=21,541m ○ 捕獲機材整備 ・ 箱わな（大型獣用） 49 基 ・ 箱わな（中型獣用） 4 基 ・ くくりわな 20 基 (2) 捕獲・駆除 ○ 捕獲・駆除実績 ・ イノシ 3,293 頭 ・ カラス 24 羽 ・ シカ 2,074 頭 ・ カモ 9 羽 ・ サル 249 頭 ・ サギ 3 羽 ・ キョン 154 頭 ・ タヌキ 295 頭 ・ ハクビシ 163 頭 ・ アライグマ 1,036 頭	A A

			・県と連携し、自然公園法に基づき指導を行う	・県と連携し、自然公園区域内の開発行為などについて、指導等を行った。	A
--	--	--	-----------------------	------------------------------------	---

基本目標Ⅱ だれもが快適に安心して暮らせるまち(生活環境)

《個別目標3 さわやかで安全な大気を守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
3 大気汚染の防止	・大気汚染を常時監視する ・大気汚染の調査を実施する ・光化学オキシダントや PM2.5 について適切な情報を提供し健康被害を防止する ・野焼き行為を行わないよう指導や啓発を行う ・低公害、低燃費車の購入に努める	環境保全課 管財契約検査課	・県と連携し下飯野測定局で大気汚染の常時監視を行う	・県と連携し、下飯野測定局で大気汚染の常時監視を実施した。	A
			・環境の保全に関する協定の締結事業所へ立入調査を実施する	・環境の保全に関する協定に基づく立入調査を実施した。。	A
			・光化学オキシダントや PM2.5 の濃度が高い場合に情報提供を行い健康被害を防止する	・令和5年度は君津地域において、2回の光化学スモッグ注意報が発令され、防災無線・安全安心メール・市ホームページにより市民に情報提供を行った。	A
			・野焼きを行わないよう指導や啓発を行う	・野焼きに関する通報、監視パトロール中に発見した場合には、行為者に対して指導を行った。	A
			・公用車を購入する際は、低公害、低燃費車を購入する	・低公害、低燃費を促進するため、公用車を7台更新した。うち2台はハイブリッド車、2台は電気自動車を導入した。	A

《個別目標4 安心して暮らせるまちをつくる》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
4 放射能への対応	・放射能に関する情報を提供する ・空間や排水等の放射線量を測定する ・放射線測定器を貸し出す	環境保全課	・放射能に関する情報を提供し、市民の不安を払拭する	・年2回、市内の公共施設 16ヶ所の空間放射線量を測定し、市ホームページでその結果を公表した。	A
			・定期的に空間や排水の放射線量を測定する	・市内にある最終処分場において定期的に場内の水質中の放射線検査及び空間放射線量の検査を実施した。	A
			・市民に放射線測定器の貸出しを行う	・貸出しの依頼はなかった。	C

《個別目標5 河や海を守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
5 水環境への負担を減らす	・河川の水質調査を行う ・事業排水の監視を行う ・合併浄化槽への転換を促進する ・浄化槽の適正な維持管理の啓発を行う ・水質浄化について意識啓発を行う	環境保全課	・定期的に河川の水質調査を行う ・環境の保全に関する協定の締結事業所へ立入調査を実施する ・高度処理型浄化槽への転換に対する補助を行う ・浄化槽の維持管理について啓発を行う ・水質浄化について意識啓発を行う	・年4回、市内9河川16ヶ所の水質調査を実施した。 ・年3～4回程度、協定を締結した市内3ヶ所の工場、事業場に対し、立入調査を実施した。 ・合併処理浄化槽への転換費用に対する補助事業を実施した。（補助基数7基） ・浄化槽の維持管理の促進を広報へ掲載した。 ・環境美化団体などを対象にダムなどの施設を視察し、水質についての意識啓発を行った。	A A A A A

《個別目標6 快適な暮らしを守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
6 悪臭・騒音・振動の防止	・道路などの騒音の状況を調査する ・騒音や振動の監視や指導を行う ・悪臭の監視や指導を行う	環境保全課	・道路などの騒音調査を実施する ・騒音や振動の調査を実施する ・悪臭の通報があった場合に指導を行う	・市内にある主要な道路5路線について、自動車騒音調査を実施した。 ・市内10ヶ所の公共施設において、環境騒音調査を実施した。 ・市民から、騒音・振動・悪臭に関する通報等があった場合には原因の調査を実施し、行為者に対して指導を行った。	A A A

《個別目標7 ごみを減らしきれいなまちを実現する》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
7-1 ごみの減量化とリサイクル	・ごみの分別方法を周知する ・資源ごみの回収活動を支援する ・エコマーク商品など環境に配慮した商品を購入する	環境保全課 管財契約検査課	・ごみカレンダーやごみ分別ガイドブックを配布し、ごみの分別方法を周知する	・ごみカレンダーの配布や広報誌への掲載により周知した。	A
			・資源ごみ回収を実施した団体へ助成金を交付し、資源ごみ回収活動の支援をする	・資源ごみ集団回収の登録団体へ助成金を交付し、資源リサイクル活動を支援した。(11 団体)	A
			・市民1人1日当たりのごみ排出量の100g減量を目指す。	・広報誌、市ホームページ等で減量化につながる情報周知に努めた。昨年度より31g減少し、基準の平成29年度と比べると67g減少した。	B
			・建設工事を行う際は、再生材を使用し、建設廃棄物は、分別し再資源化に務める ・物品を購入する際は、環境に配慮した商品を購入する	・一定金額以上の建設工事等について建設リサイクルデータ統合システムに登録するよう事業者求めた。 ・グリーン購入法に適合したコピー用紙を購入した。	A
7-2 不法投棄のないまち	・環境パトロールを実施する ・不法投棄防止啓発看板を設置する ・不法投棄を早期に発見し対応する ・空き地等の適正管理指導を行う ・地域の一斉清掃を実施する	環境保全課	・環境監視指導員によるパトロールを行い不法投棄を早期に発見する	・環境監視指導員によるパトロールにより、年間を通じて1件の不法投棄を発見した。	A
			・不法投棄防止啓発看板を設置する	・看板の設置を行い、不法投棄防止を図った。(27 枚)	A
			・早期に不法投棄を発見できるよう不法投棄監視員と連携し監視体制を強化する	・不法投棄監視員の協力もと、不法投棄に対する監視、指導を実施した。(42 件)	A
			・まちをきれいにする条例に基づき適正に管理されていない空き地等の所有者に草刈等の指導を行う ・一斉清掃を実施する	・まちをきれいにする条例に基づき適正に管理されていない空き地等の所有者に指導を行った。 ・市内一斉ごみゼロ運動を実施。 (収集量 9.32 t ・再資源化 2.19 t)	A

《個別目標8 きれいな土壌を守る》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
8 土壌・地下水汚染の防止	・建設発生土等の監視や指導を行う ・農薬や化学物質の処理について指導を行う ・土壌汚染や地下水汚染の調査を行う	環境保全課	・環境監視指導員による環境パトロール行い、残土埋立てに対する監視体制を強化する ・農薬や化学物質の処理について関係機関と連携し指導を行う ・定期的に水質調査を行い、土壌や地下水が汚染されていないか調査する	・環境監視指導員が定期的に市内を巡回し、残土埋立てに対する監視・指導を実施した。 ・農薬やP C Bなどの有害化学物質の適正な取扱いについて、リーフレット等を窓口で配布し、市民に周知を行った。 ・地下水の定期的な水質調査を行い、土壌や地下水の汚染状況の確認を行った。	A A A

基本目標Ⅲ 地域から地球環境問題に取り組むまち(地球環境)

《個別目標9 低炭素社会を築く》

具体的な行動	具体的な取組	担当課	取組内容	令和5年度取組実績	評価
9 エネルギーや地球環境に 配慮した行動の推進	・省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報提供をします ・一般家庭の再生可能エネルギー設備の導入を推進する ・公共施設に再生可能エネルギー設備を導入する ・公共施設に省エネルギー設備を導入する ・エコドライブを実践する ・冷暖房は適正温度に設定する ・省エネルギー(節電、節水)に努める ・省エネルギー型の製品を購入する	都市政策課 環境保全課 管財契約検査課	・相談窓口で省エネルギー住宅の情報提供を行う ・県の補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備の導入を推進する	・相談窓口で省エネルギー住宅の情報提供に努めた。 ・一般家庭の住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請を周知した。 補助金件数 全体 41 件 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 2 件 定置用リチウムイオン蓄電システム 33 件 窓の断熱改修 2 件 電気自動車 2 件 プラグインハイブリッド自動車 1 件 V2H充放電設備 1 件	A A
			・公共施設に、再生可能エネルギー設備を導入する	・公共施設への再生エネルギー設備の導入予定がなかった。引き続き新たに建築する公共施設については設計設備で再生可能エネルギー設備の導入を検討していく。	C
			・公共施設に省エネルギー設備を導入する	・照明設備のLED化のため、入札を行った。	B
			・新たにリースする公用車について、運行管理システムを導入し、エコドライブに活用する ・冷暖房は適正温度に設定する	・新規リースした公用車に運行管理システムを導入し、エコドライブの指導に活用した。 ・天候等を勘案し、使用電力等を考慮しながら設備の運転に努めた。	A A
			・省エネルギーに努める	・公用車に運行管理システムを導入し、エコドライブやアイド	A

			やボランティア活動で発生したごみ等の処理を行い、ボランティア活動を支援する	ランティア袋の配布、ごみ等の処理を支援した。 （延べ 157 回）	
--	--	--	---------------------------------------	--------------------------------------	--